

平成 30 年 3 月 23 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博  
(公印省略)

交通事業者等との連携による交流人口拡大事業（プロモーション）  
に係る企画提案の募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、企画提案を募集することとしました。つきましては、次のとおり企画提案説明会を実施しますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 事業名 交通事業者等との連携による交流人口拡大事業（プロモーション）
- 2 事業目的 交通事業者等と連携し、北海道新幹線や道内地方空港などを活用した北海道への誘客キャンペーンを実施し、閑散期における全道への誘客を促進することにより、交流人口の拡大を図る。
- 3 実施期間 平成 30 年 5 月～平成 31 年 3 月
- 4 企画提案説明会
  - (1) 日 時 平成 30 年 4 月 3 日（火） 10：00～11：00
  - (2) 場 所 （公社）北海道観光振興機構「会議室」  
(札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階)

※出席される場合は、別紙回答用紙により平成 30 年 3 月 27 日（火）12：00 までにご報告願います。

以上

担当：誘客推進事業部  
広報・国内プロモーショングループ 田中・西本  
電話：011-231-5881 / F A X：011-232-5064  
E-mail：hiroказu-tanaka@visithkd.or.jp

# F A X 回 答 用 紙

平成30年3月27日（火） 12:00 必着

F A X : 0 1 1 - 2 3 2 - 5 0 6 4

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部

広報・国内プロモーショングループ 田中・西本 宛

交通事業者等との連携による交流人口拡大事業（プロモーション）に係る企画提案説明会に出席します。

会 社 名	
役職・氏名	
担当者連絡先	担当者 TEL FAX E-mail

# 交通事業者等との連携による交流人口拡大事業（プロモーション）

## 企画提案指示書

### 1 委託事業名

交通事業者等との連携による交流人口拡大事業（プロモーション）

### 2 事業目的

北海道新幹線や道内地方空港などを活用した北海道への誘客キャンペーンを、交通事業者等と連携して実施し、閑散期における道内全域への誘客促進と、交流人口の拡大を図る。

### 3 実施期間

平成 30 年 5 月上旬～平成 31 年 3 月

### 4 委託業務及び見積依頼内容

#### (1) コンセプトについて

昨年度実施した「生 HOKKAIDO」は平成 29 年度で休止とし、当機構のサイトである「Goodday 北海道」を基本コンセプトとして設定すること。

#### (2) 交通事業者（東日本旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、株式会社 AIRDO）と連携した道外誘客キャンペーンの実施

##### ① 交通事業者と連携したキャンペーンの企画・運営

4 の (2) に掲げる交通事業者と連携し、本道への誘客を促進するための大規模なキャンペーンを企画し、運営すること。

##### ② 各交通事業者の媒体を活用した P R

キャンペーン周知のため、各交通事業者の媒体を活用した広告宣伝・P Rを行うこと。

（平成 29 年度：5 社合計 3 6, 0 0 0 千円）

あわせて、実施にあたっては、交通事業者との合同プレス発表会を行なうこと。

##### ③ キャンペーン of 広告効果について

上記①・②で行う交通事業者と連携したキャンペーンについて、広告効果を金額換算したデータを、企画書に明記すること。

#### (3) 各種WEB事業の実施

##### ① 旅行会社商品掲載サイトの制作とWEBプロモーションの実施

本事業で予定している「旅行商品造成・販売促進」で採択となった旅行会社の商品を掲載するサイトを、お客様視点にたった内容で、制作すること。同時に、本サイトへ誘導するWEBプロモーションを行なうこと。

② 「Do Route Planning サイト」の運営

平成 29 年度事業で制作した「Do Route Planning サイト」の運営、および必要に応じた改変を行なうこと。

③ 「Do Route Planning サイト」内フォトライブラリーの充実化

当サイトは、旅行会社の北海道商品設定の促進を目的としていることから、旅行会社に提供する画像を収納する「フォトライブラリー」の充実化を図るため、写真コンクール等を開催し、画像収集に取り組むこと。

(4) 北海道観光ポスター・ポストカードの制作

道外を中心に、魅力ある観光資源を有する北海道を P R するため、イメージを視覚的に印象づける宣伝媒体としてポスターを制作し、全国の J R 主要駅や各旅行会社に掲出すること。同時に、販売促進を目的とするポストカードを制作し、必要な旅行会社に送付すること（詳細は「北海道観光ポスター・ポストカード制作業務仕様書を参照」すること）。

(5) 北海道新幹線や道内地方空港を活用した旅行商品に対する調査

本キャンペーンでは、北海道新幹線や道内地方空港を活用した旅行商品造成に対する委託事業を実施するが、その成果について、委託した各旅行会社・旅行商品の状況を取りまとめた上で、次の②の事項について調査を行うこと。

① 委託事業の概要について

道外からの誘客を促進するため、以下の条件により設定された旅行商品プロモーションに対する支援を行う事業。公示・募集は5月中旬頃を予定。

ア 当機構が指定する素材を伴う旅行商品とする。

イ 発着地は道外とする。

ウ 本道への出入りの経路は、往路と復路で異なるものとする。但し、複数路線が発着していない空港を出発地とする商品については、道東・道北での宿泊が伴うことを条件に、同一空港での発着を認める。

エ 上記条件を満たす複数コースを設定し、このうち1コースは、本事業で連携する（一社）大雪カムイミンタラ地域連携DMOエリアの観光素材を活用する。

② 調査内容

ア 北海道新幹線や道内地方空港の活用状況について

委託事業を実施した旅行会社に対し、本事業の対象外となる商品も含めた北海道への旅行商品について、造成状況、利用者数、北海道新幹線や道内地方空港の活用状況などについて調査すること。

イ 新たな広域周遊ルートの方策について

上記アの調査・分析を踏まえ、次年度以降の商品設定につながる新たな広域周遊ルートの策定を、10ルート以上行うこと。

### ③ 報告期限

調査結果については、次の（６）の事業実施報告書に記載すること。

### （６）事業実施報告書の提出

事業終了後、本事業の実施結果と成果を取りまとめの上、報告書として提出すること。

## 5 著作権等の取扱

本事業によって生ずる著作権及びその他の権利並びに成果品（データ）をはじめとする物品等の所有権は当機構に帰属するものとする。

## 6 予算上限額 58,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、上記予算については、道の負担金を財源としているため、その財源である平成30年度地方創生推進交付金（以下「交付金」という。）の内示額が減額となった場合、内示後の予算額の範囲内で、当機構と受託予定事業者との双方協議による合意を経て委託契約するものとする。

また、本事業は、交付金の内示が無かった場合は、内示額が減額となった場合と同様、予算額を減額して、その範囲内で当機構と受託予定者との双方協議による合意を経て委託契約をする場合のほか、事業を行わないこともあり得る。

## 7 今後のスケジュール

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| （１）事業説明会     | 4月3日（火）10時00分        |
| （２）当事業への参加表明 | 4月6日（金）17時まで（メールで表明） |
| （３）企画提案書提出   | 4月16日（月）17時まで        |
| （４）審査会       | 4月18日（水）～19日（木）予定    |
| （５）結果通知      | 4月20日（金）予定           |

## 8 留意事項

- （１）本事業については、予算の関係上、全部又は一部を実施しないことがある。
- （２）企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。
- （３）この指示書に定めのないものは詳細を協議の上決定する。

## 9 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、次の事項をメールで送信すること。

- （１）記載事項：会社名・代表者名・所在地・担当者名・連絡先（電話番号・メールアドレス）

※コンソーシアムの場合は、構成企業に係る上記の情報

(2) 提出期限：平成30年4月6日（金）17時（必着）

10 企画提案書の提出

(1) 提出期限：平成30年4月16日（月）17時（厳守）

(2) 提出場所：公益社団法人北海道観光振興機構

札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1F

担当：誘客推進事業部広報・国内プロモーショングループ 田中・西本

(3) 提出部数 企画提案書〔A4判〕7部、見積書 7部

※ 企画提案書・見積書とも1部のみ社名を記入、残り6部は無記名でお願いします。

11 事業の問合せ先

誘客推進事業部広報・国内プロモーショングループ 田中・西本

TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064

E-mail：[hirokazu-tanaka@visithkd.or.jp](mailto:hirokazu-tanaka@visithkd.or.jp)

## 仕 様 書

## 1. 業 務 名

北海道観光ポスター・ポストカード制作業務

## 2. 目 的

道外を中心に、魅力ある観光資源を有する北海道をPRするため、イメージを視覚的に印象づける宣伝媒体としてポスターやポストカードを制作し、北海道のイメージアップを図ることを目的とする。

## 3. 業 務 内 容

- (1) ポスターの制作・印刷
- (2) ポストカードの制作・印刷

## 4. テーマ

「これどこ？ 気になる・行ってみたい北海道」をテーマに、北海道ならではの景色で北海道観光の優位性を表現し、本道のイメージアップを図り、道外観光客誘致に資するインパクトのあるデザインおよび画像を使用すること。

## 5. 内容、要件等

- (1) 5枚1組または2枚1組であるが、単独でも北海道をPRできるデザインとすること。
- (2) 画像はできるだけ最近撮影されたものを使用すること。  
(平成28年および平成29年に撮影されたものが望ましい)
- (3) ポスター内に、撮影年月、撮影場所、位置図、アクセス（最寄 JR 駅からのアクセス表示）を記載すること。撮影場所については、**日本語・英語で地名を表記**すること。  
尚、使用画像の撮影日・撮影場所・撮影者氏名を、企画書にも記載すること。
- (4) 増刷等の対応により、海外旅行博等での使用もあるため、ポスター内に「HOKKAIDO」の表記を入れること。
- (5) 不実の記載や客観的根拠のないまま優位性を示す表現や数値は、基本的に使用しないこと。  
記載する場合は、その根拠・出展を企画書に記載すること。
- (6) ポスター内に、名称【記載名称/（公社）北海道観光振興機構】・TEL・URLを記載すること。

## 6. 用 途

道外を中心に使用し、主として下記を予定する。

- (1) JRの全国駅掲出重点ポスターとして使用
- (2) 国内の主要旅行会社に掲出
- (3) 増刷等の対応により、国内外の物産・観光展、キャンペーン等の各種イベントに使用

## 7. 仕 様

用 途	J R 駅掲出用 ポスター	旅行会社 掲出用ポスター	ポストカード
体 裁	B1判、5枚1組	B1判、2枚1組	4枚1組、ビニール袋入
紙 質	アート 135 k g	アート 135 k g	アートポスト 180kg
色 数	4C	4C	4C
数 量	1,100 組	1,500 組	20,000 組

※ ポストカードはJR駅掲出用ポスターより4枚選出して制作すること。

## 8. 印刷・納品等

### (1) 印刷

- ① オフセット印刷とする。
- ② J R 駅掲出用ポスター（5枚1組）は、J Rグループのロゴを黒（墨）で印刷する。

### (2) 画像の二次使用

ポスター・ポストカードの増刷、ウェブサイトのコンテンツ等への二次使用が見込まれることから、見積金額は画像の二次使用料を包含した金額とすること。

特に旅行会社掲出用ポスターは、国内外の物産・観光展、キャンペーン等の各種イベントで活用するため、増刷を前提としていることから、制作した版を、北海道観光振興機構に納品すること。

- ※ 増刷は、各事業の委託事業者による実施を前提とすることから、本事業の委託事業者以外の事業者となることがある。

### (3) 納品期日

平成 30 年 6 月 29 日（金）

### (4) 納品場所

北海道観光振興機構の指定する（札幌市内）場所とする。

### (5) 発送場所

別途指示

- ※ 参考：過去の発送箇所

#### ① J R 駅掲出用ポスター

J R 北海道管内：5箇所、J R 東日本管内：16箇所、J R 東海管内：40箇所

J R 西日本管内：20箇所、J R 四国管内：6箇所、J R 九州管内：16箇所

#### ② 旅行会社掲出用ポスター

道内外の旅行会社等 22箇所

## 9. その他

- (1) 企画（デザイン）提案に係るコピー、レイアウト、写真等の諸経費は提出者の負担とする。
- (2) 作業の運営にあたっては、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 体験事業者のガイド風景写真等を使う場合は、北海道アウトドアガイド資格認定制度保持者に留意すること。また、一般、モデル等、人物が写っている場合は、肖像権等その他の権利に十分に配慮すること。